

## シラバス情報

|            |   |                                       |              |
|------------|---|---------------------------------------|--------------|
| 授業方法       | 講義 実験 ・ 実習  |                                       |              |
| 系 列        | その他   |                                       |              |
| 科 目 名      | 自動車法規   |                                       |              |
| 必修・選択      | 必修科目 ・ 選択科目   |                                       |              |
| 対象学科       | 一級自動車整備科  |                                       |              |
| 年次学期・曜日・時限 | 4年後期  | ・ 木曜日                                 | ・ 1・2時限      |
| 時 限 数      | 26時限（期末試験を除く）   |                                       |              |
| 担当教員名      | 脇屋敷 竜太  |                                       |              |
| 実務経験       | 有 ・ 無   |                                       |              |
|            |   |                                       |              |
| 授業の目的      | 自動車に対する法規制の概要を理解し、自動車整備士に必要な「道路運送車両法」、「道路運送車両の保安基準」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を学習する。 |                                       |              |
| テキスト       | 法令教材（日本自動車整備振興会連合会 発行）<br>法令教本（公論出版）  |                                       |              |
| 授 業 計 画    |   |                                       |              |
| 授業回数       | テーマ   | 内容・方法等                                | 使用テキスト<br>範囲 |
| 第1回        | 自動車整備士技能検定<br>自動車に対する法規制  | 自動車整備士技能検定制度のあらまし<br>自動車に対する法規制の概要    | ①P9-19       |
| 第2回        | 道路運送車両法   | 第1章 総則<br>第2章 自動車の登録                  | ①P20-33      |
| 第3回        | 道路運送車両法   | 第3章 道路運送車両の保安基準<br>第4章 道路運送車両の点検及び整備  | ①P33-42      |
| 第4回        | 道路運送車両法   | 第5章 道路運送車両の検査等                        | ①P43-52      |
| 第5回        | 道路運送車両法   | 第6章 自動車の整備事業、第7条 雑則<br>道路運送車両法施行規則の別表 | ①P53-70      |
| 第6回        | 道路運送車両法   | 自動車点検基準                               | ①P71-86      |
|            | 中間試験  | 第6回までの授業内容に関する筆記試験                    |              |
| 第7回        | 道路運送車両の保安基準   | 第2条～第6条                               | ①P87-94      |
| 第8回        | 道路運送車両の保安基準   | 第8条～17条                               | ①P94-112     |
| 第9回        | 道路運送車両の保安基準   | 第18条～第29条                             | ①P113-135    |
| 第10回       | 道路運送車両の保安基準   | 第30条<br>第2条～第30条復習                    | ①P135-142    |
| 第11回       | 道路運送車両の保安基準   | 第32条～第35条                             | ①P143-157    |
| 第12回       | 道路運送車両の保安基準   | 第36条～第42条                             | ①P158-184    |
| 第13回       | 道路運送車両の保安基準   | 第43条～第53条<br>第32条～第53条復習              | ①P185-197    |
|            | 期末試験  | 第1回～第13回までの授業内容に関する<br>筆記試験           |              |

|               |  |
|---------------|--|
| 到達目標          | 自動車整備士に必要な「道路運送車両法」全般、特に「道路運送車両の保安基準」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」を確実に理解し点検整備実務の基礎とする。  |
| 成績評価方法        | 平常点（小テスト、レポートやノートの提出とその評価、出席及び授業態度）、中間試験並びに期末試験を合算して行う。  |
| 定期試験受験資格      | 開講された全時限に出席し、レポート・ノートの提出が完了している者。<br>欠席した時限がある場合は、補講も完了している者。  |
| 成績評価基準        | 成績評価は、期末試験の点数が50点以上を満足した上で、100点を満点とする整数について、次の割合で行う。<br>中間試験の点数 30%<br>期末試験の点数 50%<br>平常点 20%<br>上記の割合によって学期末の評点が70点以上である場合、以下により評価する。<br>70～79点＝良、80～89点＝優、90点以上＝秀<br><br>70点未満の場合、再試験を行い、試験点のみで70点以上のとき履修を認定し、成績は70点＝良とする。 |
| 成績評価できない場合の基準 | 全講義を終了時点の出席率が50%を満たしていない場合、又は、成績評価が70点未満の場合。   |